

## ○佐賀県の農業関係主要支援事業の概要

項目		事業名	担当課
農業をはじめたい	就農について相談したい	<a href="#">就農の相談は公益社団法人 佐賀県農業公社へ</a>	農産課
	栽培技術・経営について学びたい	<a href="#">さかの次代を担うニューファーマー支援事業</a>	農産課
		<a href="#">トレーニングファーム整備推進事業</a>	農産課
	資金的に応援してほしい	<a href="#">若い農業者就農促進事業</a>	農産課
	研修期間について、所得確保の支援をしてほしい	<a href="#">青年就農給付金事業（準備型）</a>	農産課
農業経営開始直後の経営を安定させたい	農業経営開始直後の期間について、所得確保の支援をしてほしい	<a href="#">青年就農給付金事業（経営開始型）</a>	農産課
施設・機械等を整備したい。規模を拡大したい	米・麦・大豆生産の省力化・低コスト化等に 必要な機械・施設を整備したい	<a href="#">さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業</a>	農産課
	農業経営に必要な施設・機械等を整備したい	<a href="#">経営体育成支援事業</a>	農産課
	農業経営の規模を拡大したい	<a href="#">農地売買支援事業費</a>	農産課
		<a href="#">農業委員会等活動促進事業</a>	農産課
		<a href="#">農業構造改革支援事業</a>	農産課
		<a href="#">佐賀県中山間地域担い手農地集積促進対策事業</a>	農産課
		<a href="#">佐賀県中山間地域耕作放棄地対策支援事業</a>	農産課
	野菜・花き・果樹等の栽培を始めたい、規模 拡大を図りたい	<a href="#">さが園芸農業者育成対策事業</a>	園芸課
	家畜の飼養施設等を整備したい	<a href="#">畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業（施設整備事業）</a>	畜産課
	家畜の飼養管理や自給飼料の生産に必要な機 械を整備したい	<a href="#">畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）</a>	畜産課
肥育素牛の生産を拡大したい	<a href="#">肥育素牛生産拡大施設等整備事業</a>	畜産課	
自給飼料の生産を拡大したい	<a href="#">自給飼料生産・利用拡大対策事業</a>	畜産課	
経営を安定・強化したい	認定農業者や集落営農組織など担い手の経営 改善や法人化を進めたい	<a href="#">農業経営基盤強化促進対策事業</a>	農産課
	集落営農法人設立初期の経費負担に対する支 援をして欲しい	<a href="#">集落営農法人育成加速化対策事業</a>	農産課
	農業経営の組織化、法人化を行いたい	<a href="#">人・農地問題解決加速化支援事業費</a>	農産課

	経営理念や手法について学びたい	<a href="#">スキルアップ研修事業</a>	農業大 学校
	女性農業者の学ぶ場が欲しい	<a href="#">女性農業者ステップアップ支援事業</a>	農産課
	加工・業務用野菜の生産を行いたい	<a href="#">加工・業務用野菜生産拡大支援事業</a>	園芸課
	畜産コンサルタントによる経営診断指導を受けたい	<a href="#">畜産経営技術対策事業</a>	畜産課
	野菜や牛・豚・鶏・卵の価格が低下した時に所得を安定させたい	<a href="#">経営安定対策</a>	園芸課 畜産課
	大家畜、養豚経営の再建を資金的に支援して欲しい	<a href="#">畜産特別資金利子補給事業</a>	畜産課
	繁殖牛を増頭や改良をしたい	<a href="#">肥育素牛生産拡大支援事業</a>	畜産課
	万一の災害等に備えるための農業共済制度に加入したい	<a href="#">農業共済</a>	生産者 支援課
	設備投資資金や運転資金等の農業制度資金を借りたい	<a href="#">農業制度資金</a>	生産者 支援課
	中山間地域等の条件不利地域での農業生産を支援してほしい	<a href="#">中山間地域等直接支払制度</a>	生産者 支援課
有害鳥獣対策を進めたい	イノシシなどの有害鳥獣対策を行う場合に支援してほしい	<a href="#">有害鳥獣対策事業</a>	生産者 支援課
新たな園芸特産物を作りたい	有利販売のための販路開拓を進めたい	<a href="#">さが園芸新品目・新技術等導入支援事業</a>	園芸課
	高品質な園芸特産物づくりのための栽培技術に取り組みたい	<a href="#">さが園芸新品目・新技術等導入支援事業</a>	園芸課
新たな園芸技術に取り組みたい	園芸作物の収量や品質の向上、低コスト化や省力化に向けた新技術を導入したい	<a href="#">さが園芸新品目・新技術等導入支援事業</a>	園芸課
	ハウス内環境を測定して、環境制御技術の向上の研修等に取り組みたい	<a href="#">ハウス内環境「見える化」促進事業</a>	園芸課
高品質果実生産等に取り組みきたい	マルチを導入したい。新技術の実証園や農作業受託組織の設立等に取り組みきたい	<a href="#">さが果樹産地強化対策事業</a>	園芸課
農産物の販売を強化したい	6次産業化に取り組みたい	<a href="#">6次産業化ネットワーク活動交付金事業</a> ⇒ <a href="#">全般的な相談は佐賀県6次産業化サポートセンターへ</a>	農政企 画課
	農産物の販路を開拓、拡大したい	<a href="#">有機農産物等販路拡大事業</a>	流通課
農産物の安全・安心や環境にやさしい農業を進めたい		<a href="#">有機農業等環境保全向上対策事業</a>	園芸課
有機農業をはじめたい	栽培技術を身につけたい	<a href="#">さが有機農業チャレンジ支援対策事業</a>	園芸課
農地等の生産基盤を整えたい	大規模な農業用排水施設の整備、更新を行いたい	<a href="#">県営地盤沈下対策事業</a>	農山漁 村課
		<a href="#">県営クリーク防災機能保全対策事業</a>	農山漁 村課

		<a href="#">県営ため池等整備事業</a>	農山漁村課
		<a href="#">県営かんがい排水事業</a>	農地整備課
農作業が効率的に行えるように農地・農道・水路を整備したい	農作業が効率的に行えるように農地・農道・水路を整備したい	<a href="#">集落基盤整備事業</a>	農山漁村課
		<a href="#">県営中山間地域総合整備事業</a>	農山漁村課
		<a href="#">県営経営体育成基盤整備事業</a>	農地整備課
	農業施設を適正に維持管理したい	<a href="#">土地改良施設維持管理適正化事業</a>	農地整備課
		<a href="#">県営農業水利施設ストックマネジメント事業</a>	農地整備課
		<a href="#">団体営農業水利施設ストックマネジメント事業</a>	農地整備課
農業集落の生活環境基盤を整えたい	集落内の道路や水路などを整備したい	<a href="#">集落基盤整備事業</a>	農山漁村課
		<a href="#">県営中山間地域総合整備事業</a>	農山漁村課
集落で地域活動を行いたい	地域の共同活動により農地や土地改良施設の保全を行いたい	<a href="#">多面的機能支払交付金（農地維持支払・資源向上支払）事業</a>	農山漁村課
		<a href="#">さが農村のよさ発掘・醸成事業</a>	農山漁村課
その他	死亡獣畜（牛、豚、馬）を処理したい	<a href="#">死亡獣畜処理対策事業</a>	畜産課

## さかの次代を担うニューファーマー支援事業【県単】

### 事業の目的

新規就農者の確保・育成を図るため、地域の支援体制を確立するとともに、農家あと継ぎや新規参入者、定年前後の世代など幅広い就農希望者に対する就農促進をはじめ、栽培技術の習得や就農後の経営確立・定着に向けた支援の強化を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①地域推進活動事業	4,566 (県：1/2以内)	市町 農協等	・就農希望者を対象に実施する就農啓発活動及び新規就農者の経営確立に向けた支援活動	
②県活動事業	785	県	・就農計画制度の推進、指導等	
③地域支援活動事業	3,285	県	・就農希望者への相談活動 ・新規就農者を対象とした研修会の開催や個別巡回指導 等	
④農業インターンシップ事業	476	県	・就農希望者への就農基礎講座及び実践講座の開催	
合計	9,112			

事業実施期間：平成26年度～平成30年度

補助金交付先：①県→市町→事業実施主体

②、③、④：県直営

担当課：農林水産部 農産課（普及・担い手担当）

問合せ先：0952-25-7118

## トレーニングファーム整備推進事業【県単】

### 事業の目的

人口減少や高齢化等の進行により担い手農家等が減少し、施設園芸の産地規模が縮小していることから、産地を支える雇用型経営体を地域が主体となって育成するシステム（トレーニングファーム）のモデル整備を支援する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
1 トレーニングファーム推進活動事業	1,982 (県：1/2 以内)	農協、市町等	トレーニングファームの整備に向けた推進活動等	新規就農者及び担い手農家の確保・育成に必要な関係機関・団体、生産部会等の協力体制が構築されていること。
2 トレーニングファーム運営整備事業	(1)研修生募集活動事業 0 (県：1/2 以内)	〃	研修生募集に係る活動等の支援	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 関係機関・団体、生産部会等によるトレーニングファームの運営体制、指導体制等が構築されていること。
	(2)指導者設置事業 0 (県：1/2 以内)	〃	指導者（専任講師）の設置に係る支援	(2) 2の(3)の事業に取り組む事業実施主体であること。
	(3)トレーニングファーム整備事業 0 (県：10/10 以内)	〃	トレーニングファームの整備支援	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 関係機関・団体、生産部会等によるトレーニングファームの運営体制、指導体制等が構築されていること。 (2) 研修用ハウスの耐用年数期間中は研修事業を行うことを運営規定等で定めていること。
合計	1,982			

事業実施期間：平成27年度～平成31年度

補助金交付先：県→市町→事業実施主体

担当課：農林水産部 農産課（普及・担い手担当）

問合せ先：0952-25-7118

## 若い農業者就農促進事業【県単】

### 事業の目的

認定就農者に貸付けた就農支援資金の償還額の一部を減免することにより、優れた農業技術・経営能力を持った青年農業者の確保を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①若い農業者就農促進事業	1,800  〔就農支援資金の償還残額に対し 1/2（うち県4/5、市町1/5）〕	公益社団法人 佐賀県農業公社	・就農前の技術習得を促進し、就農後の経営安定を図るため、就農支援資金の償還残額の一部を減免する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね30歳未満で就農支援資金を借り受けた者</li> <li>・研修終了後1年以内に県内で就農し、5年以上継続して農業に従事している者</li> <li>・居住市町が減免額の1/5を負担する者</li> <li>・本人及び同一世帯にある者の直近3か年の平均農業所得が800万円未満であること</li> <li>・青年就農給付金準備型の受給者でないこと</li> </ul>
合計	1,800			

事業実施期間：平成13年度～

補助金交付先：①県→公益社団法人佐賀県農業公社

担当課：農林水産部 農産課（普及・担い手担当）

問合せ先：0952-25-7118

## 青年就農給付金事業【国庫】

### 事業の目的

新規就農者の確保及び就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保する給付金を給付する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①準備型	34,250 （国：10/10）	県	・就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して給付金を給付	・就農予定時が原則45歳未満 ・独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと 等
②経営開始型	315,750 （国：10/10）	市町	・経営開始直後の新規就農者に対し給付金を給付	・独立・自営就農時が原則45歳未満 ・独立・自営就農であること 等
③県推進事業費	442 （国：10/10）	県	・県における事務費	
④市町推進事業費	557 （国：10/10）	市町	・市町における事務費	
合計	350,999			

事業実施期間：平成24年度～

補助金交付先：①：国→全国農業会議所→県→就農希望者  
②：国→全国農業会議所→県→市町→新規就農者  
③：国→全国農業会議所→県  
④：国→全国農業会議所→県→市町

担当課：農林水産部 農産課（普及・担い手担当）

問合せ先：0952-25-7118

## さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業【県単】

### 事業の目的

水田農業の担い手の経営体質を強化するために、大幅な省力化・低コスト化が可能となる新技術等の導入や、地域農業の担い手が不足する中山間地域等に効率的な営農活動を行うために必要な農業機械・施設の導入に対する支援を行うとともに、競争力のある「売れる米・麦・大豆づくり」に向けた取組等を実施することにより、消費者や実需者に選ばれる米・麦・大豆づくりの推進を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
1 低コスト・高品質化 条件整備事業	54,223			
(1)条件整備事業	52,508 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">                     県：1/3以内                      市町：1/10以上                      ただし③のうち                      農作業受託型は県1/2以内                 </div>			<b>【条件整備事業 共通要件】</b> ①「効率的生産確率計画」を策定及び実践すること ②米の生産調整実施者であること ③稲わら及び麦わらを焼却せず有効に活用する計画を策定していること ④市町長が認める水田農業の担い手であること
①超省力・低コスト化タイプ		集落営農組織、 認定農業者等	・大幅な省力化や低コスト化が可能な革新技術の導入に必要な機械施設の整備	
②高品質・安定生産推進タイプ		集落営農組織、 認定農業者、 農業協同組合等	・消費者や実需者が求める米・麦・大豆の高品質・安定生産に必要な機械施設の整備	
③中山間地域等担い手育成タイプ		3戸以上の農業者が組織する団体、	・中山間地域等における効率的な生産体制の確立に必要な機械施設の整備	①受益が中山間地域等であること



		③のうち 農作業受託型		農作業受託組織	・中山間地域等において農地や農作業を担う農作業受託組織が行う、効率的な生産体制の確立に必要な機械施設の整備	①受益が中山間地域等であること ②構成員以外の者から農作業を受託する面積を拡大する計画であること
	(2) 県付帯事務費		1,715	県	・県の事業推進・執行及び管理に必要な事務費	
2	売れる米・麦・大豆づくり推進事業	(補助) 県：1/2 (推進) 県：10/10	4,977	3戸以上の農業者が組織する団体、農協、県	・新品種の導入や新規需要への対応など、消費者等が求める売れる米・麦・大豆づくりへの取組の実施	①新規需要等に対応した生産体制及び普及推進体制が確立されていること
	合計		59,200			

事業実施期間：平成21年度～平成30年度

補助金交付先：1(1)：県→市町→事業実施主体

1(2)：県直営

2(補助)：県→市町→事業実施主体

2(推進)：県直営

担当課：農林水産部 農産課（水田農業推進担当）

問合せ先：0952-25-7117

## 経営体育成支援事業【国庫】

### 事業の目的

人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体等が、融資を受け農業用機械等を導入する際の融資残について補助金を交付し、地域の担い手の育成・確保を図る（融資主体補助型）。また、経営規模が小規模・零細な地域（条件不利地域）において、意欲ある経営体が農業用機械等を導入する際に補助金を交付し、経営体の育成を図る（条件不利地域補助型）。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①融資主体補助型	31,605 【うち、国費 8,619】 (3/10 以内)	中心経営体等	コンバイン、乗用管理機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な人・農地プランが策定されていること</li> <li>○人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体であること</li> <li>○融資を活用して、事業に取り組むこと</li> <li>○成果目標を設定し、目標値が計画承認年度の値に比べ改善されるものであること</li> </ul>
②条件不利地域補助型	51,622 【うち、国費 25,810】 (1/2 以内)	任意団体等	籾粗選機、色彩選別機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施地区は、農家1戸当たりの平均農地面積が概ね0.5ha未満、かつ0.5ha未満の農家が概ね5割以上等に該当する地域</li> <li>○助成対象者は、農家3戸以上が構成員に含まれている団体等</li> <li>○成果目標を設定し、目標値が計画承認年度における値から増加するものであること</li> </ul>
③県附帯事務	38 【うち、国費 19】 (定額)	県	附帯事務	
合計	83,265 【うち、国費34,448】			

事業実施期間：平成25年度～31年度

補助金交付先：①②：県→市町→事業主体、③：県直営

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## 農地売買支援事業費【国庫】

### 事業の目的

農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地の集団化等、農地保有の合理化を促進し、農業構造の改善並びに農業経営の安定向上に寄与するため、農地中間管理機構が行う農地売買支援事業に要する経費を助成する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
地売買等事業費	14,818 （国：7/10、県3/10）		・農地中間管理機構が行う農地売買に必要な事務費	
②県指導推進整備費	170 （国：1/2、県1/2）	県	・事業推進・執行に必要な事務費	
合計	14,988			

事業実施期間：昭和46年～

補助金交付先：①：県→農地中間管理機構、②：県直営

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## 農業委員会等活動促進費【国庫】

### 事業の目的

優良農地の確保や担い手の資質向上等を図り、農業生産力の向上と農業経営の合理化を促進するため、市町農業委員会等の業務運営等に要する経費を助成する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 農業委員会交付金等	82,950 （国：10/10）	市町農業委員会	・農地法等に基づき各市町農業委員会が実施する法的事務	
② 農業委員会費補助金	41,720 （国：10/10）	市町農業委員会・佐賀県農業会議	・市町農業委員会等が実施する農地法改正により追加された事務等	
③ 県農業委員会ネットワーク機構負担金	27,250 （国：定額、県：定額）	佐賀県農業会議	・農地法等に基づき佐賀県農業会議が実施する法的事務等	
③ 県附帯事務費	499 （県：10/10）	県	・指導事務費	
合計	152,419			

事業実施期間：昭和26年～

補助金交付先：①：県→市町 ②：県→市町、佐賀県農業委員会ネットワーク機構 ③：県→佐賀県農業委員会ネットワーク機構

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## 農業構造改革支援事業費【国庫】

### 事業の目的

農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構の運営等に要する経費を助成する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①農地中間管理機構 事業費	63,778 （国：定額、一部県 3/10）	農地中間管理 機構	・農地中間管理機構による、農地 の集積・集約化に取り組むために 必要な経費	
②機構集積協力金交付 事業費	25,000 （国：定額）	市町	・農地中間管理機構に貸し付けら れた農地が、新たに担い手に権利 の設定がなされた場合、農地の出 し手等に対して協力金を交付	
推進事務費	7,583 （国：定額）	県	・農地中間管理事業を推進するた めに必要な業務等	
合計	96,361			

事業実施期間：昭和26年～

補助金交付先：①：県→農地中間管理機構、②：県→市町、③：県直営

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## 佐賀県中山間地域担い手農地集積促進対策事業【県単】

### 事業の目的

生産条件が不利な中山間地域は、担い手が少ないことから、農業生産の継続が困難となっており、耕作放棄が年々増加している状況にある。このため、優良農地の担い手等への集積を進め、中山間地域農業の維持・発展を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
佐賀県中山間地域担い手 農地集積促進対策事業	20,000 (定額)	農業者等	中山間地域の農用地の受け手及び出し手それぞれに対し、10a当たり10千円以内の協力金を交付（初年度限り）	中山間地域等直接支払交付金実施要領に示す対象地域内の一定の要件を満たす農用地であって、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等が行われた農用地であること等。
合計	20,000			

事業実施期間：平成27年度～平成30年度

補助金交付先：県→市町→農業者等

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## 佐賀県中山間地域耕作放棄地対策支援事業【県単】

### 事業の目的

生産条件が不利な中山間地域において、中山間地域の耕作放棄地を引き受ける農業者等が行う、作物生産再開に向けた耕作放棄地の再生活動を支援する。

### 事業の内容

事業区分	事業費(千円) (補助率)	事業主体	事業内容	主な採択要件
中山間地域耕作放棄地再生利用対策支援事業	4,160 (2/10)	農業者等	国の制度を活用し、耕作放棄地の再生を図る農業者に対し、再生作業に要する経費を助成。	中山間直接支払交付金実施要領に示す対象地域内の農用地であること。
合計	4,160			

事業実施期間：平成27年度～平成30年度

補助金交付先：県→県協議会→地域協議会→農業者等

担当課：農林水産 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## さが園芸農業者育成対策事業 【県単（一部国庫）】

### 事業の目的

革新的技術導入による収量・品質の飛躍的な向上及び省エネ・省力化技術の普及などを進めるとともに、新規就農者等を育成することにより、収益性の高い園芸農業を確立する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 先進的モデル 経営体の育成	2,238,968	農業者が 組織する 団体等	・所得向上に向けた収量・品質の向上や低コスト化、規模拡大など収益性の高い園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての受益農家が「有機農産物」、「佐賀県特別栽培農産物」または「エコファーマー」等の認証・認定を受けること</li> <li>GAPに取り組むこと</li> <li>露地栽培では1ha（個人は50a）以上</li> <li>施設園芸では</li> </ul>
② 新たな園芸農業者の育成	県：1/3以内、市町：1/10以内 ただし、①のうち環境制御型耐候性ハウス、いちご高設栽培システム、果樹根域栽培システム並びに②に係る施設機械は1/2以内、省石油対応ハウス及び防霜施設等は4/10以内 国：1/2以内、県：1/5、市町：1/20 ①のうち国庫活用の環境制御型耐候性ハウス			
③ 経営力向上志向経営体の育成				
④ 産地競争力の強化	77,389 [ 県：1/2以内又は定額 ]		・生産部会等が行う収量・品質の向上に向けた取組に対する支援	3a以上
⑤ 新技術・新品種の開発	29,166	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合環境制御技術による収量向上等の取組</li> <li>いちご次世代品種緊急開発プロジェクトの実施</li> </ul>	—
⑥ 県附帯事務費	3,218	県	・指導事務費	—
合計	2,348,741	—	—	—

事業実施期間：平成26年度～平成30年度

補助金交付先：①、②、③：県→市町→事業実施主体



④県→事業実施主体

⑤び⑥：県直営

担当課：農林水産部 園芸課（野菜担当、果樹担当、花き特産担当、環境保全型農業担当）

問合せ先：0952-25-7114

## 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）【国庫（基金）】

### 事業の目的

地域ぐるみで収益性の向上を図るために策定した畜産クラスター計画で中心的な経営体に位置づけられた者が取り組む施設等の整備に対して助成する。

### 事業の内容

事業区分	（補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	国（基金）：1/2 以内 ただし、県産肥育素牛の生産拡大に供する施設整備に取り組む場合であって、かつ、市町が1/10 以上補助する場合は、国（基金）：1/2 以内、県：1/10 以内、市町 1/10 以上	畜産クラスター協議会（畜産農家と地方公共団体、農業協同組合、畜産経営支援組織、畜産関連業者等2者以上が参画した協議会）	○畜産クラスター計画で位置づけられた中心的経営体の施設整備等に対する助成  ① 施設整備及び補改修：家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料管理施設、畜産物処理加工施設（施設整備を行う者は、中心的経営体又は中心的経営体に施設等を整備し貸し付ける者）  ② 新規就農者に対して家畜（肉用繁殖牛、乳用牛、繁殖豚の導入）の貸付	○施設整備を行う者は次のいずれかに該当すること ・畜産業を営む法人経営 ・畜産業を営む農家であって、事業実施から3年以内に法人になる計画を有する者 ・畜産業を営む農家であって、青色申告を実施しており、後継者がいる者（又は経営者が45歳未満）、かつ、知事が特に認める者 ・原則として5戸以上の農業を営む個人が構成員となっている集団 ・農協、公社、特定農業団体等 ○当該地域における平均飼養規模以上に規模拡大をすること ○施設及び家畜の貸付対象者は畜産クラスター協議会の中心的な経営体 ○新規就農者は畜産クラスター協議会の中心的な経営体に位置づけられていること ○家畜の貸付は家畜飼養管理施設と一体的に行うこととし、貸付期間は5年以内とすること
合計	157,066			

事業実施期間：平成27年度～

補助金交付先：国（基金）→県→市町→事業主体

ただし、畜産クラスター協議会が県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合は、国（基金）→県→事業実施主体

担当課：農林水産部 畜産課（肉用牛振興担当）

問合せ先：0952-25-7121

## 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）【国庫（基金）】

### 事業の目的

地域ぐるみで収益性の向上を図るために策定した畜産クラスター計画で中心的な経営体に位置づけられた者が、生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出、飼料自給率向上のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援する。

### 事業の内容

事業区分	補助率	末端借受者	事業内容	主な採択要件
畜産経営強化支援事業	1/2以内	<p>畜産クラスター計画で中心的な経営体に位置づけられた者であって、以下のもの。</p> <p>ア 畜産を営む者（法人化しているものを除く。）</p> <p>イ</p> <p>ウ 農業協同組合連合会</p> <p>エ 公社</p> <p>オ 土地改良区</p> <p>カ 農事組合法人</p> <p>キ 株式会社（農協等又は畜産を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であって農業を主たる事業として営むもの又は農地保有適格法人に限る。）</p> <p>ク 合同会社、合名会社、合資会社</p> <p>ケ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>コ 事業協同組合、事業協同組合連合会</p> <p>サ 特定農業団体</p> <p>シ 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体</p> <p>ス 上記アからシまで以外の法人（飼料生産受託組織）</p>	生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出、飼料自給率向上のために必要な機械装置等のリース導入へ補助	<p>以下のいずれかを満たす者。</p> <p>（ア）畜産を営む者、農事組合法人、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、特定農業団体については、認定農業者又は認定就農者であること。</p> <p>（イ）農業協同組合、農業協同組合連合会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合又は事業協同組合連合会は、自ら家畜の飼養及び飼料の生産を行う場合（委託を含む）に限る。</p>

飼料生産 受託組織 等経営高 度化支援 事業	1/2以内	上記アを除く者	生産コストの 低減、高付加 価値化、新規 需要の創出、 飼料自給率向 上のために必 要な機械装置 等のリース導 入へ補助	<p>末端借受者イからスまでのいずれかに該当する飼料生産組織であって、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに取り組む者。</p> <p>（ア） 導入した機械装置を用いた作業の受託面積を目標年度までに10ha以上拡大すること。新規組織については、受託面積を目標年度までに10ha以上とすること。</p> <p>（イ） 導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により目標年度までに収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させること。</p> <p>（ウ） 導入した機械装置を用いて調整される混合飼料等について、目標年度までに当該組織又は受益農家が給与する飼料中の飼料自給率の値が一定以上増加すること。</p>
------------------------------------	-------	---------	--	--

事業実施期間：平成27年度～平成30年度

補助金交付先：国庫（基金）→リース事業者

担当課：農林水産部 畜産課（酪農・中小家畜振興担当）

問合せ先：0952-25-7122

# 肥育素牛生産拡大施設等整備事業【県単（一部国庫（基金））】

## 事業の目的

繁殖農家の経営規模の拡大等を促進し、県産肥育素牛の生産を拡大するために必要な施設・機械等の整備に対し助成する。

## 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 肥育素牛 生産拡大 対策事業	229,059  ① 繁殖雌牛の増頭または飼養環境の改善に取り組む場合 県：1/3以内、市町1/10以上 ② 繁殖雌牛を10頭以上増頭し、目標頭数が概ね50頭以上となる場合 県：1/2以内、市町1/10以上 ◆補助対象事業費の上限額 【繁殖牛舎（付帯設備除く）】27.2千円/m <sup>2</sup> 【ふん尿処理施設】23.9千円/m <sup>2</sup> ◆補助金上限額 ・繁殖雌牛1頭当たり168千円（②の取組の場合は253千円）に増頭数を乗じた額・飼養環境の改善に取り組む場合は、1頭当たり109千円に既存頭数を乗じた額 ③ 国庫（基金）事業を活用する場合 国：1/2以内、県：1/10以内、市町1/10以上	農業者が組織する団体等	県産肥育素牛の生産拡大を図るための施設等の整備に要する経費に対する助成  ・補助対象 (1)繁殖牛舎 (2)省力化機械・装置 (3)生産性向上を図るための機械・装置 (4)放牧施設 (5)子牛共同育成施設 (6)繁殖雌牛共同管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放牧施設を整備する場合には、繁殖雌牛1頭当たり0.3ha以上の放牧面積を確保すること。</li> <li>・増頭に取組む場合、事業完了後3年以内に目標頭数に達すること。</li> <li>・飼養環境改善に取り組む場合、事業実施前年度の頭数を維持又は増頭すること。</li> <li>・堆肥の利用計画が策定され、耕畜連携に取り組むこと。</li> </ul>
② 県付帯事務費	137 〔 県：10/10 〕	県	・推進事務費	
合計	229,196			

事業実施期間：平成28年度～平成30年度

担当課：農林水産部 畜産課（肉用牛振興担当）

問合せ先：0952-25-7121

## 自給飼料生産・利用拡大対策事業【県単】

### 事業の目的

輸入飼料価格が高騰している中、畜産農家の生産コストを低減し、経営の安定化を図るため、自給飼料の生産及び利用の拡大に必要な機械等の整備に対し助成する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
自給飼料生産・利用拡大対策事業	17,578 県：1/3以内、市町：1/10以上 （ただし、1事業実施主体あたり3,500千円を補助限度とする） なお、高性能飼料作物収穫機については、 県1/2以内、市町：1/10以上 （ただし、1事業実施主体あたり7,500千円を補助限度とする）	農業者が組織する団体等	・効率的な飼料生産・流通体制を整備するために必要な自給飼料の栽培、収穫及び調製用機械の整備に要する経費に対する助成	・事業主体は、2戸以上の農業者が組織する団体等 ・目標年度において、自給飼料供給地面積が1ha以上拡大することが見込まれること
合計	17,578			

事業実施期間：平成28年度～平成30年度

補助金交付先：県→市町→事業実施主体

補助金交付先：県→市町→事業実施主体

担当課：農林水産部 畜産課（酪農・中小家畜振興担当）

問合せ先：0952-25-7122

## 農業経営基盤強化促進対策事業【県単】

### 事業の目的

農業経営基盤強化促進法等に基づき、関係機関が一体となって認定農業者や集落営農組織等担い手の経営改善や法人化について指導を行うとともに、県協議会が行う経営力強化等の活動に要する経費を助成し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①農業経営基盤強化対策	4,182	県	認定農業者、集落営農組織、異業種等の多様な担い手を対象とした農業経営基盤強化促進対策事業等の推進活動	—
②集落営農組織等支援対策	3,334	県	各地域における集落営農組織の法人化、経営の効率化、複合化・多角化等、経営発展に必要な取組	—
③法人化推進体制の整備	3,281	県	集落営農組織の法人化を進める上での課題解決を図ることを目的として、税理士等の法人化に関する専門家の派遣を委託	—
③県協議会活動支援	1,272 (定額(1,272千円以内))	佐賀県担い手育成 総合支援協議会	集落営農組織や認定農業者等担い手の法人化等の支援を行う県担い手協議会の活動費を補助	—
合計	12,069			

事業実施期間：平成7年度～

補助金交付先：①、②、③：県直営、③：県→佐賀県担い手育成総合支援協議会

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## 【新】集落営農法人育成加速化対策事業【県単】

### 事業の目的

法人化後の経営安定に向けた支援を行うことにより、経営の複合化や6次産業化、農地の受け皿的機能の強化、担い手間の交換分合による機械共同作業等の効率化など、個々の農家の任意の集合体ではできなかった経営発展にチャレンジできるような集落営農の法人化を加速的に推進する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①集落営農組織 法人化推進事業	45,600  a. 一般タイプ 1/2 以内 1 法人当たりの上限 700 千円 b. 交換分合タイプ 2/3 以内 1 法人当たりの上限 1,000 千円	集落営農法人	法人経営の安定化や発展等を 図る上で必要となる経費につ いて補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町において人・農地課題解決重点区域に 選定された区域にある組織であること</li> <li>○平成 27 年度までに地域集積協力金の交付を 受けていない組織であること</li> <li>○農地中間管理機構を通じて、経営面積の 2/3 以上を利用権設定し、かつ、担い手間での交 換分合面積が概ね 2ha 以上あること（交換分 合タイプに取組む場合）</li> </ul>
②集落営農組織 支援センター 整備事業	12,000 (1/2 以内)	農業協同組合	集落営農組織支援センターの 開設及び運営に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 支援センター当たり 1 名以上の専属職員を 配置すること</li> <li>○専属職員は、法人運営等の相談対応や法人化 に向けた助言等の活動を行うこと。</li> </ul>
合計	57,600			

事業実施期間：平成 28 年度～32 年度（①の交換分合タイプは 30 年度まで）

補助金交付先：①：県→市町→事業主体、②：県→事業主体

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422



## 人・農地問題解決加速化支援事業費【国庫】

### 事業の目的

地域の中心となる経営体を定めた「人・農地プラン」の見直しと、実行に向けた取組を推進するとともに、プランに位置付けられた中心となる経営体が安定的に経営発展していけるよう組織化・法人化を促し、地域農業の活性化を推進する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 人・農地プランの見直し支援等事業費	1,729 (国 1/2又は10/10補助)	市町	・プランの継続的な話し合いと見直し活動の実施	—
② 地域連携推進員の活動支援事業費	1,688 (国 1/2補助)	市町	・プランの見直し、集落営農法人化等の経営・技術指導を行う地域連携推進員の活動への支援	—
③ 農業経営の法人化等の支援事業費	28,000 (国 10/10補助)			
・農業経営の法人化支援 ・集落の組織化支援		農業経営体	・農業経営の組織化・法人化に対するの助成(地域農業に貢献する複数戸別経営の法人化・法人同士が統合して法人化する際も定額助成)	(法人化支援の場合) ・平成28年度以降に設立された法人であること(平成27年度に支援の対象にならなかった法人を含む) ・構成員が複数戸であること
・法人経営の支援		市町	・労務・財務管理等の知識を取得するための研修会等の実施経費	—
④ 推進事業費	153	県	・事業推進・執行に必要な事務費	—
合計	31,570			

事業実施期間：平成26年度～

補助金交付先：①及び②：県→市町、③：県→市町→事業実施主体、④：県直営

担当課：農林水産部 農産課（構造対策担当）

問合せ先：0952-25-7422

## スキルアップ研修事業

### 事業の目的

農家が夢を持って農業に取り組み、所得向上や産地の維持・発展が図られるよう、一層の経営発展を目指す県内農業者を対象にスキルアップ研修を実施する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
スキルアップ研修事業	14,925	県	・中央などで活躍する著名な講師による研修を目的別に開催（経営力養成コース、雇成型・法人化コース、販売力強化コース、女性農業者コース）	
合計	14,925			

事業実施期間：平成27～30年度

補助金交付先：県直営

担当課：農業大学校研修部

問合せ先：0952-45-2145

## 女性農業者ステップアップ支援事業【県単】

### 事業の目的

地域の重要な担い手である女性農業者の段階的発展を支援する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
女性農業者ステップアップ支援事業	2,112	県	1 地区支援活動 ・女性農業者育成のための地区検討会議等の開催 ・農業基礎等研修会や交流会などの支援活動 等  2 県推進活動 ・資質向上のための全国・九州ブロックシンポジウム等への派遣 ・各種情報収集・提供	
合計	2,112			

事業実施期間：平成23年度～

補助金交付先：県直営

担当課：農林水産部 農産課（普及・担い手担当）

問合せ先：0952-25-7118

## 加工・業務用野菜生産拡大支援事業

### 事業の目的

加工・業務用野菜の生産安定技術の導入に取り組む集落営農等や、加工・業務用野菜の作業受託を行う J Aなどを支援することにより、今後とも需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜の生産拡大を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） 補助率等	事業主体	事業内容	主な採択要件
生産安定技術導入 支援事業	20,000 1年目 6万円/10a 2年目 4万円/10a 3年目 2万円/10a 対象品目ごとに5.0haを上限とする	県内に居住する5戸以上の農家を含む団体等	加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成金単価を取組面積に応じて補助する事業	対象品目ごとに1.0ha以上で、かつ、取組期間を通じて1年目の事業対象面積以上であること。
作業受託システム 構築支援事業	12,000 (2分の1以内)	農業協同組合、会社法人（農事組合法人及び防行生産法人を除く）、その他知事が特に認める団体	加工・業務用野菜の作業受託に必要な機械・施設の整備に取り組む事業実施主体に対し、補助する事業	作業受託に必要な機械及び設備の新規導入等。
合計	32,000			

事業実施機関：平成27年度～平成29年度（定額補助は平成31年度まで）

補助金交付先：県 → 事業実施主体

担当課：農林水産部 園芸課（野菜担当）

問合せ先：0952-25-7114

## 畜産経営技術対策事業【県単】

### 事業の目的

畜産農家の経営を改善・向上させ、畜産の担い手を育成するため、畜産コンサルタントによる経営診断等を実施する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
畜産経営技術高度化推進事業	3,434	県	<ul style="list-style-type: none"><li>経営診断支援チームによる検討会の開催</li><li>畜産経営指導相談員（地域相談窓口）の設置</li><li>経営診断の実施（50件）</li><li>診断書の作成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>佐賀県畜産協会へ委託</li></ul>
合計	3,434			

事業実施期間：昭和39年度～

委託費交付先：(公社)佐賀県畜産協会

担当課：農林水産部 畜産課（経営担当）

問合せ先：0952-25-7121

## 畜産特別資金利子補給事業【県単】

### 事業の目的

借入金の償還が困難な酪農、肉用牛及び養豚経営に対し、長期、低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費(千円) (補助率)	事業主体	事業内容	主な採択要件
○大家畜・養豚特別 支援資金	142	(貸付対象者) 大家畜、又は 養豚経営改善 計画について 知事の承認を 受けた者	(資金の内容) ・借換対象資金の毎年の 約定償還額の借換えを 行うのに必要な資金  ・後継者への経営継承を 行う場合に、借換対象 資金の残高の借換えを 行うのに要する資金	・借入を希望する年度を含む直近の年度について、約定償還金の一部の返済が可能であること  ・借入を希望する年度を含む直近の年度について、約定償還金の一部の返済が可能であること ・概ね40歳以下の後継者が、借入年度以降において主たる従事者となることが認められること
経営改善資金	融資枠 3億円 利子補給率 0.08%			
経営継承資金				
合計	142			

事業実施期間：平成21年度～

補助金交付先：県→融資機関（農協等）

担当課：農林水産部 畜産課（経営担当）

問合せ先：0952-25-7121

## 肥育素牛生産拡大支援事業【県単】

### 事業の目的

繁殖雌牛の増頭や改良に対する取組を推進することにより、肉質や増体に優れた肥育素牛の確保・拡大を目指す。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 肥育素牛生産拡大支援事業費  ・増頭支援対策 ・導入改良対策 ・自家改良対策	271,200  4/10以内（上限：280千円/頭） 1/6以内（上限：116千円/頭） 1/6以内（上限：116千円/頭）	農協等	農業協同組合等が繁殖雌牛を購入し、農家に対して貸し付ける場合に助成。	<p><b>【対象牛の要件】</b> （増頭支援対策、導入改良対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枝肉重量又は脂肪交雑の期待育種価が本県又は生産県で上位 1/4 以内。</li> </ul> <p>※期待育種価が判明していない場合は、父牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が本県で上位 1/10 以内。</p> <p>（自家改良対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枝肉重量又は脂肪交雑の期待育種価：本県で上位 1/10 以内。</li> <li>・または、父牛が県産種雄牛</li> </ul> <p><b>【貸付対象者の要件】</b> 増頭支援対策の取組については、繁殖雌牛の飼養頭数を増加させ、貸付期間中は飼養頭数を維持または増頭すること。</p>
② 推進事務費	700	県	繁殖基盤強化に係る取組を促進するための先進地調査や研修会など。	
合計	271,900			

事業実施期間：平成28年度～平成30年度

補助金交付先：①：県→事業主体

担当課：農林水産部 畜産課（肉用牛振興担当）

問合せ先：0952-25-7121



## 中山間地域等直接支払制度【国庫】

### 事業の目的

中山間地域等において、農業生産活動の継続を通じて、耕作放棄地の発生防止や農地の多面的機能の維持・発揮を図るため、適切な農業生産活動を継続的に行う農業者等に対して、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件																						
中山間地域等直接支払交付金	1,247,0917 【うち、国費600,443】 〔定額〕 ①法指定地域 国 交付単価の1/2 県 交付単価の1/4 ②知事特認地域 国 交付単価の1/3 県 交付単価の1/3	市町	○交付金単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10a当り単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>21,000 円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜等</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11,500 円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜等</td> <td>3,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下記(1)のみの取組の場合は上記単価の8割</p> <p>○対象行為</p> <p>(1)基礎的活動 活動計画の作成、耕作放棄地発生防止等</p> <p>(2)体制整備活動 農用地保全マップの作成（必須）、人・農地プランに基づいた担い手への農地集積、新規就農者や女性等 など新たな人材の活用、地域で高齢農家を支える体制づくりなどから選択</p>	地目	区分	10a当り単価	田	急傾斜	21,000 円	緩傾斜等	8,000 円	畑	急傾斜	11,500 円	緩傾斜等	3,500 円	①対象地域 山村振興法、特定農山村法、過疎法、離島振興法、半島振興法のいずれかで指定されている市町村、又は旧市町村、知事特認地域 ○対象農用地 傾斜等の一定の基準（下記）を満たす農振農用地区域内の一団(1ha)の農用地 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>1/20 以上</td> <td>15 度 以上</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜地</td> <td>1/100 以上</td> <td>8 度 以上</td> </tr> </tbody> </table>		水田	畑	急傾斜地	1/20 以上	15 度 以上	緩傾斜地	1/100 以上	8 度 以上
地目	区分	10a当り単価																								
田	急傾斜	21,000 円																								
	緩傾斜等	8,000 円																								
畑	急傾斜	11,500 円																								
	緩傾斜等	3,500 円																								
	水田	畑																								
急傾斜地	1/20 以上	15 度 以上																								
緩傾斜地	1/100 以上	8 度 以上																								
中山間地域等直接支払市町村推進交付金	15,531 【うち、国費11,537】 〔 国定額 〕	市町	①確認事務（確認事務、交付金支払事務等） ②市町推進費（集落等への説明会開催等）																							
中山間地域等直接支払県推進交付金	460 【うち、国費220】	県	①審査事務（中立的審査機関の運営等） ②県推進費（市町への指導等）																							

合計	1,263,082 【うち、国費612,200】			
----	-----------------------------	--	--	--

事業実施期間：平成12年度～平成31年度

補助金交付先：県→市町

担当課：農林水産部 生産者支援課（中山間地域・鳥獣対策担当）

問合せ先：0952-25-7113

## 有害鳥獣対策事業【国庫、県単】

### 事業の目的

地域駆除対策協議会による有害鳥獣の防除や捕獲等に対して補助を行うとともに、鳥獣被害対策指導員を育成し、現場指導体制を強化することにより、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
有害鳥獣対策推進費	270,969 【うち、国費160,000】 （国定額、県1/2）	地域の被害対策協議会、市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会が行う捕獲報償金の交付への補助</li> <li>協議会や市町が行う捕獲委託への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止特措法に基づく「市町村被害防止計画」が作成されていること。</li> <li>被害ほ場の把握や被害対策の啓発等を行う指導体制が構築されていること。</li> </ul>
	3,062 【うち、国費251】	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害対策指導員の育成</li> <li>イノシシ対策重点集落の設置</li> <li>被害対策研修会の開催 など</li> </ul>	—
有害鳥獣対策整備費	283,223 【うち、国費238,762】 （国定額、55/100以内、1/2以内）	地域の被害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱わなの整備への補助</li> <li>電気牧柵、ワイヤーメッシュ防護柵の整備への補助</li> <li>研修会開催など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益農家は3戸以上</li> <li>鳥獣被害防止特措法に基づく「市町村被害防止計画」が作成されていること。</li> </ul>
合計	557,254 【うち、国費399,013】			

事業実施期間： 昭和57年度～

補助金交付先： 県→事業実施主体

担当課： 農林水産部 生産者支援課（中山間地域・鳥獣対策担当）

問合せ先： 0952-25-7113

## さが園芸新品目・新技術等導入支援事業【県単】

### 事業の目的

高品質な園芸特産物づくりのための栽培技術や有利販売のための販路開拓、園芸作物の収量・品質の向上や低コスト化・省力化に向けた新技術導入の取組に対して支援する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 新品目導入支援型	1,000  （県：1/2以内 ただし、1補助事業者1 年度当たりの補助上限額 は500千円）	(1) 農業者が組織する団体（県内在住の2戸以上で構成され、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること）	高品質な園芸特産物づくりのための栽培技術や有利販売のための販路開拓などを進めるために必要な以下の経費への助成 ・試作費 ・旅費 ・委託費 ・謝金 ・管理費 ・その他事業の実施に特に必要と認められる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての受益農家がGAPに取り組むこと</li> <li>・②については、国や県等の公的試験研究機関等で成果が確認された技術であり、地域で導入が進んでいない技術であること。</li> </ul>
② 新技術導入支援型		(2) 農業協同組合	園芸作物の収量や品質の向上、低コスト化や省力化に向けた新技術を導入するために必要な以下の経費への助成 ・新技術実証圃設置費 ・旅費 ・謝金 ・管理費 ・その他事業の実施に特に必要と認められる経費	
合計	1,000	—	—	—

事業実施期間：平成26年度～平成30年度

補助金交付先：県→事業実施主体

担当課：農林水産部 園芸課（野菜担当）

問合せ先：0952-25-7114

## ハウス内環境「見える化」促進事業 【県単】

### 事業の目的

ICT活用によりハウス内環境を見える化し、その環境データに基づく収量向上に向けた取組に対して支援する。

### 事業の概要

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 推進事業費	5,000	1 施設園芸農業者が組織する団体 （県内在住の2戸以上の農業者で構成され、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること）  2 農業協同組合	ハウス内環境の「見える化」による収量向上に係る以下の取組への助成 ・研修会開催費 ・外部講師招聘にかかる旅費、講師謝金 ・先進地事例調査旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての受益農家がGAPに取り組むこと</li> <li>エコファーマー等以上の認証・認定を受けること</li> <li>受益面積が20a以上</li> </ul>
② ハウス内環境測定器等導入事業費	県：1/2以内 ただし、補助上限額は500千円 また、②のうちハウス内環境測定器1台当たりの上限額は、100千円		ハウス内環境測定器購入費及びレンタル料、クラウドサービス等利用料への助成	
合計		5,000		

事業実施期間：平成26年度～平成30年度

補助金交付先：県→事業実施主体

担当課：農林水産部 園芸課（野菜担当）

問合せ先：0952-25-7114

## さが果樹産地強化対策事業【県単】

### 事業の目的

競争力のある果樹産地の維持発展のため、産地が実践する高品質果の生産拡大の取組や担い手の育成等を支援する。

### 事業の概要

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
1 高品質みかん生産 指定園地制度導入 推進事業 ① 推進事業 ② マルチ等導入事業	62,721  ○1/2以内 【補助金上限額】 1 高品質みかん生産指定園地制度導入推進 事業 ①推進事業：100千円 2 果樹産地再構築推進事業：500千円	・ 農業者の組織する 団体（2戸以上）	①推進事業 ・ 指定園地制度の運 営等に対する助成 ②マルチ等導入事業 ・ マルチ等の導入に 対する助成	・ 受益面積が1ha以上 ・ 指定園地制度運営規程が 策定されていること ・ 全ての受益農家がエコ ファーマー等であるこ と、GAPに取り組むこと
2 果樹産地再構築 推進事業	○定額 1 高品質みかん生産指定園地制度導入推進 事業 ②マルチ等導入事業： ・ 30千円/10a（マルチ導入） ・ 100千円/10a（巻上装置を含むマルチ導入） ・ 45千円/10a（間伐を伴うマルチ導入） ・ 115千円/10a（間伐を伴い、巻上装置を含 むマルチ導入）	・ 農業者の組織する 団体（2戸以上） ・ 農業協同組合	・ 新技術導入の実証 園や新たな担い 手のための研修 園の設置 ・ 農作業受委託組織 の設立・運営 など果樹産地の再 構築のために必要 な取組に対する助 成	・ 生産現場において普及 率が低い、あるいは取 組が見られず今後普及 させることが望ましい 取組であること ・ 事業の円滑な実施に必 要な関係機関との協力 体制が構築されている こと
合計	62,721			

事業実施期間：平成26年度～平成30年度

補助金交付先：県→事業実施主体（申請書については市町経由）

担当課：農林水産部 園芸課（果樹担当）

問合せ先：0952-25-7119

## 6次産業化ネットワーク活動交付金事業【国庫】

### 事業の目的

農山漁村における6次産業化等の取組を拡大していくため、個々の農林漁業者やその団体の取組や、農林漁業者と地域の様々な事業者等が結びつきを強める取組を支援することにより、県内における6次産業化の推進を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①佐賀6次産業化サポートセンター活動費	27,325 (県費10,882を含む)	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成研修会の開催</li> <li>交流会の開催</li> <li>農林漁業者等へのサポート活動 (相談窓口の設置、6次産業化プランナー等の登録・派遣等)</li> </ul>	—
②6次産業化ネットワーク活動推進事業	2,000 (国：1/3以内 (市町の6次産業化戦略・構想に沿った事業であれば国1/2以内))	民間団体、市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業者と多様な業種の事業者が参画したネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体を含む3者以上が連携するネットワークを構築している又は構築する見込みであること。</li> <li>ネットワークの構成員に六次産業化・地産地消法の認定を受けた者、もしくは受ける見込みの者が含まれていること。</li> </ul>
③6次産業化ネットワーク活動整備事業	0 (国：3/10以内 ※事業費については、事業主体からの要望が提出されてから確定)	民間団体、市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体が六次産業化・地産地消法の認定を受けた者であること。</li> <li>2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して行う事業であること。</li> </ul>
合計	33,148			

事業実施期間：平成25年度～

補助金交付先：① 県 → 委託先 ②及び③ 国 → 県 → 市町 → 事業主体（広域の取組については県→事業主体）

担当課：農林水産部 農政企画課（農村ビジネス担当）

問合せ先：0952-25-7115

## 有機農産物等販路拡大事業【県単】

### 事業の目的

消費者の「安全・安心」な農産物に対するニーズの高まりに対し、環境保全型農業等に取り組む生産者のマーケティング活動を支援し、県産の有機農産物等の販路拡大を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
有機農産物等販路 拡大事業	746	県	① 商談会・マーケティング研修の開催 ・時期：1月 ・場所：県内  ② バルーン大会でのPR販売会の開催 ・時期：11月 ・場所：県内	以下のいずれかの要件を満たす佐賀県内の農業者・グループ等は商談会やPR販売会へ出席することができる。 ① 有機・特裁・エコなどの安全・安心をPRポイントとした農産物を生産している。 ② 県の「さが園芸新品目・新技術等導入支援事業」等に取り組ながら新規品目等の特産品づくりにチャレンジしている。 ③ 農業経営の多角化（6次産業化）に取り組んでいる。
合計	746			

事業実施期間：平成16年度～

担当課：産業労働部 流通課（国内市場担当Ⅰ）

問合せ先：0952-25-7116



## 有機農業等環境保全向上対策事業【国庫、県単】

### 事業の目的

消費者が求める安全・安心な農産物づくりと併せ、環境の保全に資するため、堆肥や麦わら等地域の有機物資源を活用した土づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減した「有機農業」「特別栽培」「エコ農業」など、環境保全型農業への取組推進や、消費者の認知度向上を図るための支援を行う。

また、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組を行う農業者の組織する団体等や、有機 J A S 農産物の認定申請者に対して支援する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 環境保全型農業直接支払交付金	33,132  （国：1/2 県、市町：1/4）	農業者団体等	・化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対する支援	・佐賀県特別栽培農産物認証制度の認定に併せ、地球温暖化防止等に効果が高い営農活動の取組 ・エコファーマーの認定
	662 （国：10/10）	県、市町	・環境保全型農業直接支払を推進するための事務	
② 有機農業推進対策事業	1,750 （定額）	農業者等	・有機 J A S 認定申請料に対する助成	・有機 J A S の認定を受けること
③ 佐賀県特別栽培農産物認証制度	808	県	・特別栽培農産物認証に係る事務費	
④ 持続性の高い農業生産方式の導入促進対策事業	341	県	・エコファーマー認定に係る事務	
⑤ 環境保全型農業推進対策事業	1,396	県	・環境保全型農業 P R 活動の支援、展示ほの設置	
合計	38,089			

事業実施期間：平成19年度～

補助金交付先：①：県→市町→農業者団体等、②県→事業実施主体、③、④及び⑤：県直営

担当課：農林水産部 園芸課（環境保全型農業担当）

問合せ先：0952-25-7120

## さが有機農業チャレンジ支援対策事業【県庫】

### 事業の目的

農業者が有機農業実践者と連携して、新たに有機農業にチャレンジすることに対して、支援を行う。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① ソフト事業	500 ① 県：1/2 以内 ただし補助上限額は 500 千円	有機農業実践者と有機農業取組者（5年以内）又は有機農業取組予定者のいずれかを含む集団	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機栽培技術実証ほの設置</li> <li>有機栽培技術研修会の開催</li> <li>先進取組事例調査</li> <li>研修生への指導支援</li> <li>指導者のレベルアップに係る支援</li> <li>販路開拓に係る支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業に取り組むこと</li> <li>GAPに取り組むこと</li> </ul>
② セミハード事業	② 定額：100 千円/10a 以内 （資材支援） 県：1/2 以内 （機械・装置）		<ul style="list-style-type: none"> <li>新規取組にかかる資材支援</li> <li>有機農業に取り組むための機械・装置 （初期投資を抑えるため、5年以上使用可能な機械も対象可）</li> </ul> <p>※有機農業に資するものであれば、園芸用のものに限らない</p>	
合計	500			

事業実施期間：平成26年度から平成30年度（事業対象期間は、単年度）

補助金交付先：県→事業実施主体

担当課：農林水産部 園芸課（環境保全型農業担当）

問合せ先：0952-25-7120

## 県営地盤沈下対策事業【国庫】

### 事業の目的

地下水に替わる農業用水の確保と地盤沈下により機能が低下した農業用施設の復旧工事を実施することにより、地下水のくみ上げに起因する地盤沈下を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
地盤沈下対策事業	853,000  〔 （工事費） 国：55% 県：39% 〕	県	2地区 農業用用水路 の再整備 排水機場 の新設 等	1) 地下水の採取が法令等（地方公共団体の条例を含む）により規制されている地域  2) 機能復旧事業にあつては概ね30%以上機能低下していること  3) 受益面積が概ね400ha以上
合計	853,000			

事業実施期間：昭和50年度～

補助金交付先：国→県

担当課：農林水産部 農山漁村課（農地防災担当）

問合せ先：0952-25-7125

## 県営クリーク防災機能保全対策事業【国庫】

### 事業の目的

佐賀平野における地域の幹線的なクリーク等について、急激な水位変動に耐えるような護岸整備を行うことにより、洪水調整機能の強化・保全を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
クリーク防災機能保全 対策事業	1,594,950  〔 （工事費） 国：55% 県：35% 〕	県	12地区 水路の機能障害が生じている、 または、生じる恐れのあるクリーク の護岸整備  排水管理に必要なゲート、管理 器機の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村を対象として、受益農用地におけるクリークの面積割合が6.7%以上又は受益農用地100ha当り67,000m<sup>3</sup>以上の洪水貯留容量を有する地域であって、かつ湛水面積が30%以上増加している地域であること</li> <li>・受益面積 100ha以上</li> <li>・水路機能障害が生じている。又は、その恐れのある延長が、整備を行おうとする延長の30%以上であること</li> </ul>
合計	1,594,950			

事業実施期間：平成11年度～

補助金交付先：国→県

担当課：農林水産部 農山漁村課（農地防災担当）

問合せ先：0952-25-7125

## 県営ため池等整備事業【国庫】

### 事業の目的

自然的・社会的状況の変化によって、危険な状態となったため池等を改修することで、ため池決壊等に伴う下流への被害を未然に防止し民生の安定を図るとともに、農業用水を確保する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
ため池等整備事業				
ため池整備工事	217,350 〔 国：55%、県：30%（小規模） 〕	県	10地区 ため池堤体の改修、取水施設の改修、洪水吐・放水路工の改修	受益面積：10ha以上 （中山間地域は5ha以上） 事業費：800万円以上
農業用河川工作物 応急対策事業	47,250 〔 国：55%、県：37%（大規模） 〕	県	2地区 農業用河川工作物の改修	農業用河川工作物のうち河川管理施設等応急対策基準に合致せず、改善措置を要するもの。 事業費：1億円以上 （小規模は800万円以上）
合計	264,600			

事業実施期間：昭和30年度～

補助金交付先：国→県

担当課：農林水産部 農山漁村課（農地防災担当）

問合せ先：0952-25-7125

## 集落基盤整備事業【国庫】

### 事業の目的

集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な生活環境の整備を一体的に実施する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
集落基盤整備事業	61,500  〔 国 50% 県 農業生産基盤 20% 生活環境基盤 15% 生活環境建物等 0% 〕	市町	1 地区 農業集落道 農業集落排水路の整備	農業振興地域の区域、および農村 振興基本計画が作成されている 区域
合計	61,500			

事業実施期間：平成13年度～

補助金交付先：国→県→市町

担当課：農林水産部 農山漁村課（むらづくり事業担当）

問合せ先：0952-25-7124

## 県営中山間地域総合整備事業【国庫】

### 事業の目的

農業生産基盤及び生活環境基盤等の整備を総合的に実施することにより、中山間地域の特性を活かした農業の展開とともに豊かで活力のある農村づくりの推進を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
中山間地域総合整備事業	243,600  〔 国 55% 県 農業生産基盤 30% 生活環境基盤 25% 生活環境建物 15% 〕	県	3地区 ほ場整備 農道整備 農業用排水路 農業集落道路 農業集落排水路 活性化施設 等の整備	過疎地域活性化特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域法の法指定を受けた市町村、又はこれに準ずる地域であって、林野率が50%以上、かつ、主傾斜が1/100以上の農用地面積が該当全農用地の面積の50%以上を占め、受益面積が60ha以上の地域
合計	243,600			

事業実施期間：平成3年度～

補助金交付先：国→県

担当課：農林水産部 農山漁村課（むらづくり事業担当）

問合せ先：0952-25-7124

## 県営かんがい排水事業【国庫】

### 事業の目的

河川等から取水された農業用水を、農地へ安定的に供給するための農業用排水路等の新設、改良工事を行い、生産性の向上や農業経営の安定を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① かんがい排水事業	368,550 一般地域 （国：50%、県：25%） 5法指定地域 （国：55%、県：25%）	県	4地区 用水路整備 L=3,626m 管理施設工 1式	○水利区域内農地集積促進型 ・受益地が国営かん排、関連基幹事業の受益地内であって、受益面積が20ha以上 ・事業完了時までには担い手への農地の面的集積率が一定以上増加することが見込まれること
合計	368,550			

事業実施期間：昭和27年度～

補助金交付先：①県営

担当課：農林水産部 農地整備課（水利施設担当）

問合せ先：0952-25-7128



## 県営経営体育成基盤整備事業【国庫】

### 事業の目的

効率的かつ安定的な経営体の育成を図りながら必要となる生産基盤の整備を一体的に実施することにより、将来にわたり優良農地の適切な維持保全を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 経営体育成基盤整備事業	666,600  ※平成27年度2月補正予算で計上 （2月補正：120,600（内数）） 一般地域 国：50%、県：27.5%〔25%〕 [ ]は圃場整備の場合 5法指定地域 国：55%、県：27.5%	県	6地区 圃場整備 A = 13.7 用排水施設整備 L = 1,882m 暗渠排水整備 A = 102.3ha	○一般型 ・受益面積 20ha以上 ・事業完了時に、担い手への経営耕地面積シェアを増加させること 認定農業者が一定割合以上増加すること  ○面的集積型 ・受益面積 20ha以上 ・事業完了時に、担い手が経営する連続した農地面積シェアを増加させること
合計	666,600			

事業実施期間：平成16年度～

補助金交付先：①県営

担当課：農林水産部 農地整備課（基盤整備担当）

問合せ先：0952-25-7128

## 土地改良施設維持管理適正化事業【国庫】

### 事業の目的

土地改良事業によって造成された各種水利施設の適切な維持管理のため、定期的な施設整備補修を行うことにより、施設の機能の保持と有効利用を図る。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 土地改良施設維持 管理適正化事業	59,000 （国:30%、県:30%）	市町 土地改良区	11地区 土地改良事業によって造成された施設の機能を保持し、耐用年数を確保するため市町、土地改良区が行う定期的な補修等のための資金造成に対し、その一部を拠出する。	・団体営規模以上の事業で造成された施設 ・1地区あたりの事業費が200万円以上
合計	59,000			

事業実施期間：昭和52年～

補助金交付先：①：県 → 土地改良事業団体連合会 → 事業実施主体

担当課：農林水産部 農地整備課（水利施設担当）

問合せ先：0952-25-7128

## 県営農業水利施設ストックマネジメント事業【国庫】

### 事業の目的

国営及び県営の土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な既存農業水利施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、機能保全計画に基づく対策工事を実施し、施設の機能を有効に保全する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 基幹水利施設ストックマネジメント事業	402,150  平成26年度2月補正予算で計上 （2月補正：25,400(内数)） 基幹施設 国:50%、県:30% 一般 国:50%、県:25%	県	機能保全計画策定 3地区 対策工事 9地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 末端支配面積が概ね100ha以上のものであること。</li> <li>・ 国営又は県営事業で造成された施設であること。</li> <li>・ 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの。</li> <li>・ 対策工事の実施にあたっては、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。</li> </ul>
合計	402,150			

事業実施期間：平成20年度～

補助金交付先：①県営

担当課：農林水産部 農地整備課（水利施設担当）

問合せ先：0952-25-7128

## 団体営農業水利施設ストックマネジメント事業【国庫、県単】

### 事業の目的

農業水利施設の長寿命化を図り有効活用するため、機能診断に基づくきめ細かな補修等を計画的に実施する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
①地域農業水利施設ストックマネジメント事業	366,300 平成27年度2月補正予算で計上（2月補正：20,090(内数)）  〔 国：50% [55%] 県：15% 〔 〕は過疎地域等の対策工事、緊急補修工事の場合 〕	市町 土地改良区	33地区 ・機能保全計画の策定 ・機能保全計画に基づく対策工事の実施 ・突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施	(1) 基幹ストックマネジメントの対象とならない農業水利施設であること (2) 機能保全計画の策定は、受益面積100ha以上であること
②基幹水利施設等緊急補修型（県単緊急補修）	16,000 （ 県：50% ）	市町 土地改良区	・突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施	(1) 国、県営で造成されたダム及び付帯施設、これに直結する幹線水路であること (2) (1)以外の水路、揚水機場 (3) 他の事業制度の適用を受けないこと (4) 対象事業費が40万円以上のもの但し(2)においては事業費が20万円以上
合計	382,300			

事業実施期間：平成22年～

補助金交付先：①及び②：県 → 事業実施主体

担当課：農林水産部 農地整備課（水利施設担当）

問合せ先：0952-25-7128

## 多面的機能支払交付金（農地維持支払・資源向上支払）事業【国庫】

### 事業の目的

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等による組織が取り組む多面的機能を支える共同活動及び地域住民を含む組織が取り組む地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動に対し支援する。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
① 地維持支払	1,029,612 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     国 : 50%                      県 : 25%                      市町 : 25%                 </div>	広域活動組織 及び活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、水路等の基礎的な保全管理活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など）</li> <li>・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織を設立すること</li> <li>・活動計画書、規約等を作成すること</li> </ul>
②資源向上支払 （共同活動・長寿命化）	1,652,860 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     国 : 50%                      県 : 25%                      市町 : 25%                 </div>	広域活動組織 及び活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修など）</li> <li>・農村環境の保全のための活動（生物多様性保全、景観形成など）</li> <li>・多面的機能の増進を図る活動</li> <li>・施設の長寿命化のための活動（水路、農道など施設の補修更新など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織を設立すること</li> <li>・活動計画書、規約等を作成すること</li> </ul>
③推進交付金	75,120 （国：100%）	県、市町、 推進組織	事業を推進するための事務費	
合計	2,757,592			

事業実施期間：平成26年度～

補助金交付先：①及び②国→県→市町→活動組織等 ③国→県→市町・推進組織

担当課：農林水産部 農山漁村課（計画調整担当）

問合せ先：0952-25-7124

## さが農村のよさ発掘・醸成事業【県単】

### 事業の目的

「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」の運用益等を活用し、農村地域に存在する棚田やクリークなどの農地や土地改良施設の持つ県土保全・文化・景観としての役割を十分に発揮させ、佐賀の農村空間が持つ良さや潜在的な魅力を引き出すことで、豊かで住みよい農村づくりを行う。

### 事業の内容

事業区分		事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
県全域の農村を対象	① 保全推進事業	2,450	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと「さが」水と土保全活動推進委員会</li> <li>・ふるさと「さが」水と土保全対策会議</li> <li>・ふるさと水と土指導員研修</li> </ul>	
	② 広報啓発事業	5,450	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと「さが」水と土探検支援事業</li> <li>・小学生向け副読本等の作成</li> <li>・さが「農業・農村」探検隊</li> </ul>	
棚田地域を対象	③ 保全ネットワーク推進事	1,032	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さが棚田ネットワーク</li> <li>・さが「棚田」展</li> </ul>	
	④ 保全活動推進事業	4,068	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚田を活かす研修会</li> <li>・企業ボランティア推進活動</li> </ul>	
	⑤ 保全活動支援事業	2,800 (県 2/3以内)	市または活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚田地域保全活動支援事業</li> </ul>	
合計		15,800			

事業実施期間：平成15年度～

補助金交付先：⑤県→市（→活動組織）

担当課：農林水産部 農山漁村課（むらづくり事業担当）

問合せ先：0952-25-7124

## 死亡獣畜処理対策事業 【県単】

### 事業の目的

畜産振興及び公衆衛生の向上に資するため、死亡獣畜の処理の円滑な推進を行う。

### 事業の内容

事業区分	事業費（千円） （補助率）	事業主体	事業内容	主な採択要件
死亡獣畜処理対策事業	36,450 （県費 12,150） 〔 県：1/3 以内 （ただし、5,000 円/頭を限度とす る） 〕	市町	・死亡獣畜の化製場等への搬送経 費に対する補助	県外の死亡獣畜取扱場まで死 亡獣畜を搬送した畜産業を営む 者
合計	36,450			

事業実施期間：昭和53年度～

補助金交付先：県→市町→畜産農家等

担当課：農林水産部 畜産課（衛生担当）

問合せ先：0952-25-7122